

動物飼育者の避難所パンフレット



令和 4年 3月
東 大 和 市

1 パンフレット作成の目的

近年、犬や猫などのペットを家族の一員として共に暮らす方が増えており、市内でも多数のペットが飼育されています。

大規模な災害時には、自宅が倒壊・焼失・浸水等により、自宅での生活が困難であれば、開設された避難所へ避難することになります。

過去の災害では、ペットと一緒に避難ができないため、避難所を利用せず車中生活をしたため、エコノミークラス症候群で人命が失われた事例があります。また、避難所で一緒に生活できないことから、ペットを放したため、放浪状態となったペットが住民に危害を加えたり、不妊去勢の処置がされないまま放浪状態となったペットが無秩序に繁殖したり、様々な問題があります。これらのことから飼い主とペットが同行避難することが必要とされています。

こうした状況を踏まえ、平成27年2月に市と東京都獣医師会多摩西支部は、「災害時における動物救護に関する協定書」を締結しました。本協定において、市と獣医師会は平常時からペットの飼い主に対する啓発に努めることとされ、平成27年10月に本パンフレットを作成しました。

また、平成30年3月に環境省から「人とペットの災害対策ガイドライン」が示されました。このガイドラインでは、飼い主が自らの責任の下、ペットと共に災害を乗り越え、ペットを適切に飼養し続ける「自助」を基本としています。自治体では、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に乗り越えられるように支援することが求められています。

本パンフレットは、東大和市地域防災計画に記載されている「動物救護」に基づき、飼い主が平常時備えるべきことや災害時の行動の指針を示し、近年の情勢の変化や過去の災害事例を踏まえ、修正を行いました。災害時の避難所において、ペットとの同行避難をあらゆる方々に理解いただくため、避難所におけるペットの受入れ及び飼育管理など適切な保護対策を行えることを目的としています。前半に避難所の基礎的知識について、後半に避難者と同行動物の飼育ルールに関して動物飼育者が心得るべき内容について、その基本的な事項を記載しました。

2 避難場所と避難所について

地震や風水害などの災害発生による危険から避難する場所が「避難場所」です。学校や公園を避難場所として指定しています。「一時（いつとき）避難場所」と「広域避難場所」があります。東大和市では22か所の一時避難場所、そのうち3か所の広域避難場所をそれぞれ指定しています。

また、家の倒壊や火災などにより生活の場が失われた被災者のために開設する施設を「避難所」といいます。東大和市では29か所の避難所を指定しています。家などの被害が軽微で二次災害の危険性が低い方については、入所する必要はありません。しかし、電気、ガス、水道といったライフラインが使えない状況下にあっては食料、水、物資等の支援を避難所で受けることになります。

避難場所へ行くときは、周りの建物の状況や道路の損傷など、周囲の様子を見て、あわてず冷静に行動しましょう。



3 避難情報と避難方法について

市は、災害が発生または発生のおそれのある地域に適時適切なタイミングで「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」等の避難情報を発令します。

「高齢者等避難」は、人的被害の発生する可能性が高まった状況であるときに、危険な場所にいる避難行動に時間のかかる高齢者等の要配慮者へ避難行動の開始を呼びかけるために発令します。

「避難指示」は、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況であるときに、危険な場所にいる通常の避難行動ができる者へ避難行動の開始を呼びかけるために発令します。

「緊急安全確保」は、既に安全な避難ができず命が危険な状況であるときに、危険な場所にいる避難していない者へ生命を守るための最善の行動を取るように呼びかけるために発令します。



飼い主は、東大和市ホームページや東大和市防災マップ等で、あらかじめ避難場所や避難経路及び方法について話し合っておきましょう。

また、近所の顔見知り同士での避難は、お互いの安全確認を行う上で有効です。



おおむね震度5弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部が設置され、状況により避難所の開設準備を開始します。

4 避難所の開設と入所について

(1) 災害の発生時間によりますが、原則として避難施設の開錠は、市職員、施設の責任者、自治会の責任者のいずれかの担当者が開錠します。

(2) 避難所に、市職員、施設管理者、地域の責任者で構成する「避難所管理運営委員会」を設置します。



(3) 避難所の開設が安全面で可能かどうか、管理運営委員会による施設点検を実施し避難所及び避難者の安全を確認した後、避難所に避難者を誘導します。

(4) 避難者は、できる限り居住地でまとまり、管理運営委員会担当者の指示を得て居住リーダーを中心に整然と行動していただきます。

(5) 避難所運営会議を開催し、避難所の各種運営ルールを確認します。

(6) 避難者の受け入れ態勢が整ってから、避難者を誘導します。

(7) 避難者の同行動物は、決められた場所に誘導します。



(8) 避難所の入所に当たっては、避難者は「避難者カード」(P12 参照)、ペットは「避難所ペット登録票」(P13 参照)に記帳します。

5 動物の避難について

避難所で受け入れができる動物は、避難者に同行する犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類に限ります。ペットのみの避難所はなく、ペットが避難できる避難所が指定されているわけではありません。

基本的には全ての避難所において、同行避難が可能です。同行避難とは災害発生時に、ペットと一緒に避難をすることをいいます。しかし、発災時は、多くの避難者が避難所に集まります。動物が好きな人、嫌いな人、動物アレルギーの人、幼い子どもなど、多様な人々が一緒に生活する場です。そのため、ペットは避難所ごとに指定されたスペースで生活することが求められ、飼い主と同じスペースで過ごすことはできません。（ただし、身体障害者補助犬（身体障害者が同伴する盲導犬、介助犬及び聴導犬）を除く。）

また、動物の飼育者は、普段よりも周囲に配慮することが求められます。



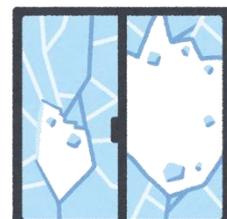
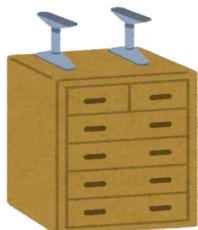
1. 動物飼育者の心得

【平常時の備え】

(1) 防災対策

災害時のペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが大切です。住まいの耐震補強や家具の固定など確認しておきましょう。

ペットを室内で飼育している場合は、ケージ等に倒れやすいものが置かれていないか等確認しておきましょう。屋外で飼育されている場合は、飼育場所の周囲にブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物など、破損や倒壊のおそれがあるものがないか確認しておきましょう。



(2) ペットのしつけと健康管理

災害時には、飼い主同様ペットもパニックになるおそれがあります。普段からキャリーバッグなどに入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待て」、「おいで」などのしつけをしておきましょう。



平時から、人やほかの動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、ケージやキャリーバッグに慣れていること、決められた場所で排泄ができること等、しつけておくことで、避難所において他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減することができます。



避難所では、普段と異なる環境から、ペットが体調を崩しやすくなります。そのため普段からペットの健康管理に注意し、狂犬病予防接種（義務）に加え、各種ワクチンを接種しましょう。また、ノミなどの外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康と衛生を確保しましょう。さらに、逸走時の繁殖を防止するために、不妊去勢措置を実施し、性的ストレスの軽減、感染症の予防、無駄吠えなどの問題行動を抑制しましょう。



(3) ペットの行方不明対策

災害発生時には、ペットと離れ離れになってしまう場合もあるため、保護された際に飼い主の元に戻れるように、所有者明示をしておきましょう。

外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札などをつけることが大切です。また、脱落のおそれがなく、確実な証明となるマイクロチップを装着することも有効です。



(4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

避難所において、ペットの飼育に必要なものは飼い主自身で用意する必要があります。ライフラインの被害や避難生活に備え、ペットの飼育に必要な物資を備蓄し、避難所に避難する場合には持ち出せるようにしておきましょう。避難所にペット用の救援物資が届くまでは時間がかかることが想定されます。少なくとも5日分（可能であれば7日以上）は用意しておきましょう。

<主な持出品一覧>

・ペットフード、水（少なくとも5日分）、食器



・キャリーバッグやケージ

・予備の首輪、リード（伸びないもの）



・ペットシート

・療法食、薬

・排泄物の処理用具



・トイレ用品（猫の場合は使い慣れた砂）

・飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報

・ペットの写真

（携帯電話に画像を保存することも有効）



・ワクチン接種状況、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

<あると便利>

- ・タオル、ブラシ
- ・お気に入りのおもちゃ
- ・ビニール袋（排泄物の処理など）



(5) 避難所や避難ルート、預かり先の事前確認

飼い主は、事前に市ホームページや防災マップなどを確認し、避難所の場所や避難ルートを確認しておきましょう。

また、避難所にペットと同行避難する際の注意事項を事前に確認しておきましょう。

(6) 地域住民との連携

家族や地域住民同士でペットを連れて避難する方法を話し合っておきましょう。また、日頃からコミュニケーションや飼育マナーに気を配るとともに、万が一の時にお互いに助け合えるよう、飼い主や地域住民同士で防災について話し合っておきましょう。

(7) ペットの預け先の確保

災害の規模によっては、避難所への避難が危険となる場合があります。その際に備え、避難所以外の避難先として、親戚や友人など、複数の預け先を考えておきましょう。また、大型のペットや危険な動物など、専用の飼育施設が必要な動物を飼育している場合、避難所での受入れが困難なため、預かり先や飼育管理を検討しておきましょう。



【災害発生時の行動】

(1) 飼い主とペットの安全確保

災害発生時は、まず飼い主自身が安全を確保し、自分自身の安全が確保できてからペットの安全を確保しましょう。突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動を取ることがあるため、ペットを落ち着かせるとともに、逸走やけがなどに注意しましょう。その際、リードをつける、ケージに入れるなどにより、ペットの安全を確保しましょう。



(2) 避難の判断

飼い主は、災害の状況について、テレビやラジオ、市のホームページ等により、正確な情報把握に努めましょう。その上で自宅や地域の状況を確認し、避難所へ避難をするか、自宅にとどまるかの判断をしましょう。避難とは難を避けることであり、避難所へ必ずしも避難しなければならない訳ではありません。避難所では様々な方が避難してくることが想定されるため、飼い主だけでなくペットも普段と異なる環境に囲まれ、不安となる可能性があります。自宅や地域の状況が安全な状態であれば在宅避難も選択肢の一つです。

(3) ペットとの同行避難

避難所へ避難する場合には、同行避難が原則です。避難所へ避難する際には、日頃から準備していた飼い主用及びペット用の避難用品を持ち出して避難しましょう。

また、発災時にペットと離れた場所にいる場合、飼い主自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示等を考慮して、飼い主自身がペットを避難させるかどうかを判断しましょう。



2. 避難所でのペットの飼育場所の確保と自主管理

- (1) 同行動物の飼育場所については、衛生管理、騒音等の面から、避難者の生活スペースとは分離した避難所敷地内に確保することとし、避難所管理運営委員会で区画を決めます。
- (2) 飼育場所には、飼育者やボランティアの協力を得て、例えばテント又は防水シート等を利用した屋根を設置する等、各避難所に対応方法を調整し決定します。



- (3) 動物の収容は、飼育者のケージ等にて行うことを原則とし、ケージに入らない大型のペットはリード等につなぐこととします。



- (4) 同行動物について、避難者カードと併せて、「避難所ペット登録票」に記入し、「避難所ペット管理台帳」において管理を行います。また、動物の飼い主は「避難所におけるペットの飼育のルール」（P14 参照）を守りましょう。
- (5) 動物の管理については、基本的には飼い主の責任で行います。そのため、飼い主主体による管理組織を形成していただきます。飼育場所の清掃や消毒、ペットの共用トイレの掃除や糞尿処理、ペットフードなどの支援物資の配布等、飼い主同士で協力して作業にあたりましょう。



- (6) 災害時は、人も動物も多大なストレスを感じます。
体調を崩したり病気が発生しやすくなります。
飼育者は、動物の健康管理にも気を配りましょう。



6 関係機関等との連携

1. 獣医師会・動物愛護団体等との連携

- (1) 動物の受け入れに当たっては、公益社団法人東京都獣医師会多摩西支部の協力と助言を得て対応します。
- (2) 同行動物に傷病の発生がある場合は、獣医師による治療等の指導を受けてください。症状・程度により病院での治療等を行います。



- (3) 避難所における動物の愛護に当たっては、動物愛護団体やボランティアの協力を得ます。また、ペットとのふれあいが避難者の心を癒やすこともあります。関係者の皆さんで相談しましょう。
- (4) 動物飼育に関する避難者からの要望や依頼、また、災対本部や保健所等からの連絡事項、指示事項があった場合は、必ず遵守するよう、飼育者に周知徹底させます。

2. 東京都・社団法人東京都獣医師会

- (1) 災害時、東京都においては、東京都獣医師会、動物関係団体等と協働して設置する「動物救援本部」を設置するとともに「動物保護班」「動物医療班」を編成して動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での獣医療を行います。

- (2) 飼い主のわからない負傷または放し飼い状態の動物の保護については、東京都、市、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等との連携・協力体制を進めます。



避難者カード

避難者は世帯ごとに太枠内を記入してください

避難所名		確認者名		受付番号
入所日		退所日		

記入日	年 月 日 ()			自宅の被害状況	全壊 / 半壊 / 一部損壊	
住所	〒 -				全焼 / 半焼 / 床上浸水 流出 / その他 ()	
電話	() -	滞在を希望する場所	<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所 <input type="checkbox"/> (自宅 / 他 ())			
携帯電話	() -					
緊急連絡先 (親戚など)	() -					
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)				けがや病気・障害・アレルギーの有無、 妊娠中など特に配慮が必要なこと (普段飲んでいる薬も記載)	運営に協力 できること (特技・免許)	必ず確認! 安否確認 への対応※
氏名		生年月日・年齢	性別			
世帯主	ふりがな	大/昭/平/令 年 月 日 (歳)				公開 ・ 非公開
ご家族	ふりがな	大/昭/平/令 年 月 日 (歳)				公開 ・ 非公開
	ふりがな	大/昭/平/令 年 月 日 (歳)				公開 ・ 非公開
	ふりがな	大/昭/平/令 年 月 日 (歳)				公開 ・ 非公開
	ふりがな	大/昭/平/令 年 月 日 (歳)				公開 ・ 非公開
ペットの状況	<input type="checkbox"/> 飼っていない <input type="checkbox"/> 飼っている → 右欄へ		種類 (頭数)	<input type="checkbox"/> 同行避難済 (ペット登録票記載) <input type="checkbox"/> 置き去り <input type="checkbox"/> 行方不明		
自家用車 (避難所に駐車する場合)	車種	色	ナンバー			

・世帯 (家族) ごとに記入して、受付に提出してください。

・ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。

・また、市災害対策本部にも提供し、被災者支援のために区市町村が作成する「被災者台帳」にも利用します。

※**安否の問合せがあった場合に、住所 (〇〇町〇〇丁目まで) と氏名、ふりがなを公開してもよいか、個人ごとに必ず確認してください。**

避難所ペット登録票

下の太枠内を記入してください。

避難所名			
飼い主	氏名	フリガナ	
	避難前住所		
	電話（携帯）		
ペット	動物の種類		
	品 種		
	性 別		
	ペットの名前		
	年 齢		
	特徴（毛色等）		
	＜犬の場合＞ 登録・狂犬病予防注射の有無	【登録】	有 ・ 無
特記事項 注意事項	(かかりつけ動物病院)		
入所日	年 月 日	退所日	年 月 日

避難所におけるペットの飼育のルール

人と動物が気持ちよく過ごせるように、次のことを守りましょう。

【受入れ可能なペット】

- 犬、猫、小鳥その他小動物（危険を及ぼさない動物等）
※ 犬については、狂犬病予防注射済票を首輪に装着すること。

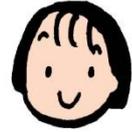
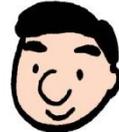
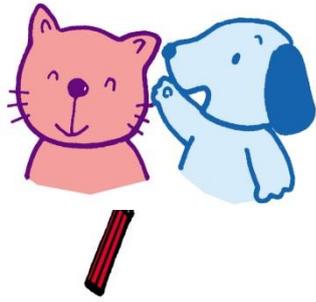
【場所のルール】

- 飼い主がケージ、キャリーケース等を用意してください。
- 動物は決められた場所で、ケージ（オリ）に入れるか、支柱につなぎとめるかして飼育しましょう。ケージ（オリ）の置き場所・つなぎとめる場所は、避難所管理責任者の指示に従ってください。
- 動物が苦手な人やアレルギーを持った人もいるため、避難者の居住区域にペットを入れることはできません（身体障害者補助犬は除く）。

【飼育のルール】

- 動物の飼育に当たっては、定時の給餌・後片付けを徹底し、動物の体やケージ内を清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないようにしましょう。
- 排泄は、避難所管理責任者が指定した場所でさせ、後始末をしましょう。散歩等の運動も管理責任者に指定された場所で行いましょう。
- 避難所では動物もストレスを感じますので、逃がさないように注意しましょう。
- 動物の飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面の食料は、飼い主が用意することが原則です。もし、用意できなかった場合は、救援物又は動物ボランティアの援助等が必要です。管理運営本部に相談してください。
- 避難所同行動物の飼育と管理については、獣医師会をはじめ、動物愛護団体やボランティアの方々の協力を得ます。原則は飼育者の自主的管理ですので、飼育者同士のグループと交流、ルールづくりを心掛けましょう。

同行避難とは、災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所に安全に避難することです。避難所での人とペットが同一空間で居住することを意味するものではありません。



家族のメモ・連絡先



かかりつけの動物病院



《問い合わせ・連絡先》

○東大和市役所 東大和市中心3-930 ☎ 042-563-2111

マニュアルに関すること：総務部 防災安全課

ペットの相談に関すること：市民環境部 環境対策課

○東京都動物愛護相談センター(多摩支所) 日野市石田1-192-33

☎ 042-581-7435 FAX 042-584-8012

○公益社団法人 東京都獣医師会 多摩西支部

(支部長) 清野獣医科病院 042-522-7274 立川市羽衣町2-47-29

(東大和担当) あすなろ動物病院 042-590-0590 東大和市中心2-1101-21



迷子札などで動物にも防災の備えを

突然の災害では、室内犬や猫も家を飛び出して行方不明になることがあります。保護されたときにすぐ飼い主がわかるように、首輪に迷子札を付けるなど動物にも防災の態勢をとりましょう。

また、動物の写真、ワクチン接種状況やかかりつけの動物病院などを記載したものを備えておきましょう。

かかりつけ動物病院

病 院 名 _____

電 話 _____

編集・発行 東大和市総務部防災安全課
〒 207-8585
東大和市中心3丁目930番地
電 話 042-563-2111 内線 1352
FAX 042-563-5931